

議案第 4 5 号

京丹後市税条例の一部改正について

京丹後市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 3 月 2 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

令和 6 年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 2 月 2 1 日に公布され、同日施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市税条例の一部を改正する条例

京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由が

あると市長が認める場合を含む。) に限り、適用する。

附則第 6 条中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市税条例 平成16年4月1日 条例第80号 本則 (略) 附 則 第1条～第5条 (略)	京丹後市税条例 平成16年4月1日 条例第80号 本則 (略) 附 則 第1条～第5条 (略) (令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) <u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u> <u>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u> <u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定によ</u>

現行	改正案
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 第7条～第23条 (略)	<u>る申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)<u>に限り、適用する。</u> (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 第7条～第23条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

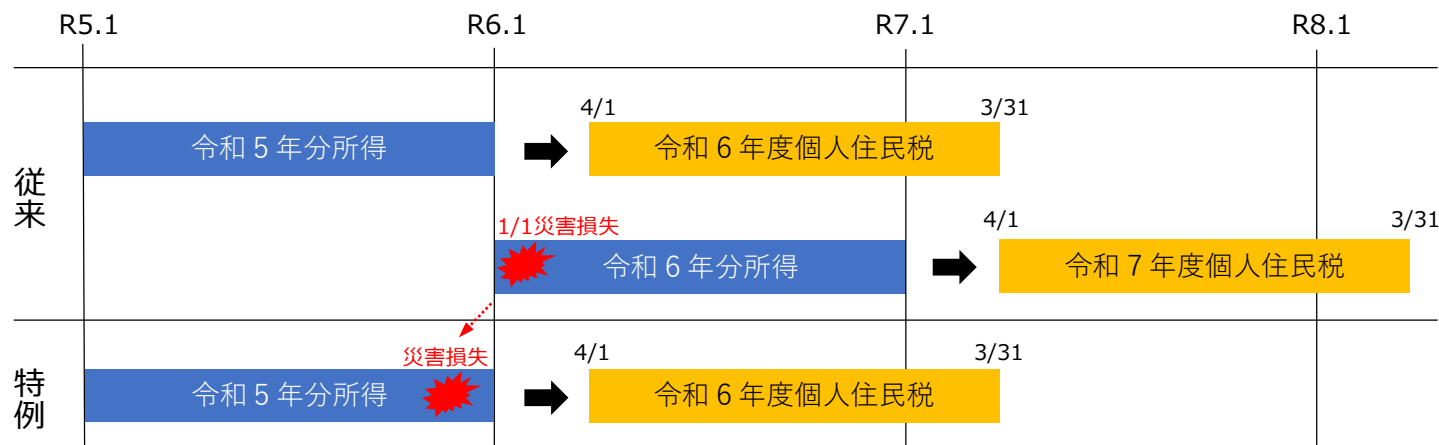
令和6年能登半島地震の被災者に対する雑損控除の特例措置について

令和6年1月に発生した能登半島地震により、住宅や家財等の資産について損失が生じた場合、令和6年度個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象にすることを可能とするもの。

1. 特例の内容

令和6年度個人住民税は、令和5年分所得に対して課税するため、従来であれば令和6年1月1日に発生した能登半島地震の損失については、令和6年分所得の損失分として計算され、令和7年度個人住民税に反映されることになる。

今回の特例措置では、令和5年中に損失があったものとみなし、令和6年度個人住民税に反映することができる。



2. 対象者

次のいずれにも該当する方

- ① 1月1日（賦課期日）に本市に住所のある方
 - ② 能登半島地震により損害を受けた資産等をお持ちの方
 - ③ 令和6年度個人住民税申告で雑損控除適用の申告書を提出された方
- ※令和5年分所得税確定申告で雑損控除の申告をされた場合は提出不要

3. 雑損控除とは

災害または盗難もしくは横領によって、住宅や家財等の資産に損害を受けた場合に、所得税及び住民税に算入することができる所得控除のこと。（自己所有する資産だけでなく、自己と生計を一にする親族で一定の要件の者が受けた損害についても同様）